

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成24年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
合資会社内ヶ崎酒造店 代表社員 内ヶ崎 研
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
B家具・アウトレットABCマツモト仙台富谷店
黒川郡富谷町ひより台二丁目41番地1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
合資会社内ヶ崎酒造店 代表社員 内ヶ崎 研
黒川郡富谷町富谷字町27番地
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,950㎡
(変更後) 2,848㎡
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) (開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午後7時 (年間100日に限り午後7時30分)
(変更後) (開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午前8時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分から午後7時45分まで
(変更後) 午前9時45分から午後8時15分まで
- 5 変更の年月日
平成24年7月14日
- 6 届出年月日
平成24年5月31日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 8 縦覧期間
平成24年6月20日から平成24年10月22日まで (ただし, 閉庁日を除く。)
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。